

平成21年分の所得税、贈与税、 個人事業者の消費税および地方消費税の 確定申告書を提出する方へ

1 申告書の作成・提出について

所得税、個人事業者の消費税および地方消費税、贈与税の確定申告書を作成・提出する方で、ご自宅などにパソコンとプリンタがあり、インターネットを利用できる方は、**国税庁ホームページ**(<http://www.nta.go.jp>)の「**確定申告書等作成コーナー**」で、簡単に申告書や決算書・収支内訳書などが作成できます。

作成した申告書を印刷し、源泉徴収票などの必要書類を添付して提出すれば、混雑した申告会場に行くことなく手続きが終了しますので、ぜひ、ご利用ください。

また、各種様式や手引きなども国税庁ホームページからダウンロードで入手できます。

さらに、電子証明書付の住民基本台帳カード(住

基カード)を取得して、カードを認識するICカードリーダライタをお持ちの方は、同ホームページで事前登録などを行えば、インターネットを利用して電子申告もできます(贈与税は除きます)。

詳しくは、**e-Taxホームページ**(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

なお、税務署の申告会場でもパソコンを利用した申告を行っています。



2 申告と現金納付の期限について

平成21年分の所得税および贈与税の申告と納付期限は3月15日(月)です。個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納付期限は3月31日(水)までですが、申告書の提出は、できるだけ所得税の確定申告書と一緒に提出してください。

なお、納付書は自分で税務署または金融機関の窓口で入手してください。

※申告書の提出後に、税務署から納付書の送付は行いませんのでご注意ください。

3 税務署の相談会場と相談時間について

土浦税務署では、3月31日(水)までの期間(土・日・祝日を除く)、税務署会議室(3号館)で申告相談を行っています。また、2月21日と2月28日の日曜日に限り、確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の收受および納付相談を行います(現金納付の窓口業務は行いません)。

相談時間は、午前9時から午後5時までです。

ただし、混雑時は受付を時間前に終了する場合があります。

なお、申告期限間近になりますと申告会場は大変混雑して、長い時間お待ちいただくこととなります。

また、駐車場が狭いので、車での来署はご遠慮ください。



問 土浦税務署(☎822-1100) 所得税・消費税および贈与税などの申告相談は、自動音声案内で「0」番をお選びください